

東山田中学校部活動規約

横浜市立東山田中学校
部活動顧問会

I 目標

- ◇教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤に、集団生活を通して健全な社会生活を営む資質を養う。
- ◇参加生徒の個々の特質を生かし、技能・能力の伸張を目指しつつ、豊かで充実した学校生活を送らせる。

II 内容

- ◇自主的に参加し、個々の能力・技能を追及する活動。
- ◇学年・学級を離れた、より幅広い集団生活を体験する活動。
- ◇予算・活動計画立案等に関する話し合い活動。

III 活動形態

- ◇活動は教育活動の一環であるが、入部については希望参加である。
- ◇活動時間は生活の決まりに準ずる。
- ◇活動日（日祝祭日を含む）は各部の計画による。
- ◇顧問は本校の職員とする。
- ◇中体連（中学校体育連盟）に加盟し、その主催する大会及びその他の大会等に、学校を代表し参加できる。（文化祭のコンクール・発表会も同じ）
- ◇事故の補償は日本スポーツ振興センターによる。
- ◇原則として顧問の直接指導とするが、顧問が在籍していれば、その指示により活動ができる。
- ◇顧問会の承認を受け、コーチを置くことができる。
- ◇部活動の部長により部長会を組織し、担当職員が指導する。

IV 設立条件及び廃部

- ◇目標・内容に沿った活動で職員の指導可能なもの。
- ◇部活の新設を希望する職員がいる場合、顧問会の承認を得、校長が新設を許可する。
- ◇廃部は、生徒の状況や顧問の事情、将来の学校の状況を総合的に考慮し、部活動顧問会・職員会議で協議し、決定する。（顧問の諸事情、その他により、部活動の維持に無理が生じたときは部員の募集を停止する。現部員が卒業するまでの活動の継続については、継続期間・活動内容等を検討し、顧問会で決定する。継続期間中に、部活動の維持が可能となった場合を除き、廃部とする。）

V 活動細則

(1) 顧問会組織

- 顧問会 各部に所属し、生徒への直接指導、引率などにあたる。
- 事務局 部に所属せず、全体に関わる仕事を行う

(2) 顧問および事務局の役割

- 顧問朝練習と休日の監督、校外活動の引率、施設利用や下校時間などルールの指導
- 各部の会計と事務処理、東Pフェスタの窓口、HPの管理

○事務局活動保護者会・部活動見学会・部活動オリエンテーションの企画・運営、部長会の指導と、大きな大会に出場する際の支援体制作り、大会記録の記入の呼びかけ

(3)活動時間

○時間→生活のきまりに準ずる

○朝練習→午前7時以降正門から入り、8時20分までに片付け活動を終了する。

○活動禁止→全職員出張日、試験の3日前から最終日の朝まで

○停止処分→登下校時の買い食い・完全下校の守れなかった場合・暴力行為・非行行為その他活動参加への心得・活動細則違反があった場合、顧問会で決定していく。

(4)加入

○加入→随時行なうが、新入生は4月の一定期間を仮入部期間とし、4月後半から入部する。

○入部手続き→生徒が学級担任または顧問から入部申込書を受け取り、保護者が記入捺印する。生徒は記入された入部届けを学級担任に提出し、その後顧問に提出する。

(5)予算・会計

○部の活動費は、各部による徴収とする。

○大会等の参加費は、個人負担とする。

○部費の出納については会計簿を作成し管理する。年度末及び必要に応じて校長の決裁を受け、保護者の監査を受ける。

(6)事故の処理及び補償

○手当・処置事故発生→すみやかに保健室で応急手当。状況により近隣の病院へ運ぶ。

○家庭への状況報告・連絡をとる。

○校長・副校長・担任に連絡をする。

○補償→日本スポーツ振興センター

※対外試合等の参加承諾書は、年間を通じたものを年度当初に申し受け、それによって生徒を試合等へ参加させるが、年度途中で特に健康上問題が発生した場合は、速やかに保護者が顧問へ申し出を行なう。

(7)その他・・・活動に関すること

◎活動全般

○細則・顧問会決定事項・確認事項の遵守徹底。

○生徒会・委員会・学級会等とのトラブルが起こらないよう、十分な配慮が必要。

○施設・設備の扱い方と管理を指導徹底する。

○各部で貴重品の管理を十分に行わなければならない。

○行事予定表で諸活動なしの日は部活動も行わない。公式戦直前等の事情により活動を行う場合は、保護者の了解を得、校長の許可を受けて行うこととするが、目的はケガ防止等のため活動で、1時間程度とする。

◎休業日の活動

○体力等を十分に配慮し、活動時間を設定すること。

○指定の活動場所・更衣室以外は出入り禁止

○登下校時の規則・服装等は、すべて通常の規則に準ずる。

○顧問の直接指導を義務付ける。

○長期休業中は、活動計画を管理職に提出する。

○土日のグラウンドでの活動は、午前9時から声を出しての活動を行ってもよいこととする。

平成17年4月施行

平成30年1月改訂